

国立大学法人東京外国語大学苦情処理委員会規程

〔平成18年 3月28日〕
規則 第 26 号

改正 平成21年 3月31日規則第23号 平成24年 3月27日規則第28号
平成27年 3月24日規則第10号

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人東京外国語大学職員就業規則（平成16年規則第52号）第63条第1項、国立大学法人東京外国語大学非常勤職員就業規則（平成16年規則第68号）第62条第1項、国立大学法人東京外国語大学特定有期雇用職員就業規則（平成20年規則第26号）第72条及び国立大学法人東京外国語大学短時間勤務特定有期雇用職員就業規則（平成24年規則第90号）第61条の規定に基づき、職員からの給与、労働時間、勤務評定、日常の労働環境、不利益処分等に関する苦情の申出及び相談（以下「苦情相談」という。）に適切に対応するための措置に関し必要な事項を定めるものとする。

(申出)

第2条 職員は、苦情相談があるときは、文書、電話、ファクシミリ、電子メール、口頭等で第4条に定める苦情相談員に申し出ることができる。

(苦情相談員及び苦情処理委員会)

第3条 苦情相談に対応するため、苦情相談員（以下「相談員」という。）及び苦情処理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(相談員)

第4条 相談員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。

- (1) 大学院総合国際学研究院長が推薦する者2名
- (2) 大学院国際日本学研究院長が推薦する者1名
- (3) アジア・アフリカ言語文化研究所及び事務局の長が推薦する者各1名
- (4) 職員過半数代表者が推薦する職員 1名
- (5) 職員過半数代表者が推薦する非常勤職員 1名
- (6) その他学長が必要と認めた者

2 前項の相談員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、相談員に欠員を生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

3 相談員の氏名及び連絡先については、ホームページ、掲示等の方法により周知するものとする。

4 相談員が苦情相談を受けた場合は、当該苦情の内容等を当事者の同意を得て、速やかに委員長に報告しなければならない。

(委員会)

第5条 委員会は、理事のうち学長が指名する者1名及び前条第1項に定める相談員をもって組織する。

- 2 委員会に委員長を置き、委員長は、理事をもって充て、副委員長は、委員長が指名した者をもって充てる。
- 3 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 4 当該相談の審議にあたっては、苦情内容が適切に解決するよう努めるものとする。
- 5 委員会は、委員の過半数が出席しなければ議事を開くことはできない。
- 6 議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。
- 7 委員会は、公開としない。
- 8 委員会は、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(議案の処理)

第6条 委員会は、第4条第4項の報告を受けたときは、当事者等に係る事情聴取等事実関係の確認を行うものとする。

- 2 委員長は、委員会の審議結果について学長に報告するものとする。
- 3 学長は、前項の報告を受け、適切な措置を講ずるものとする。

(相談員等の義務)

第7条 相談員及び苦情相談に係った者は、当事者のプライバシー、名誉その他人権を尊重するとともに、知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(不利益取扱いの禁止)

第8条 職員は、苦情相談を行ったこと、苦情相談に関し相談員が行う調査に協力したこと等に起因して不利益な取扱いは受けないものとする。

(受付相談件数の公表)

第9条 委員会は、委員会が受付けた苦情相談件数を年1回公表するものとする。

(庶務)

第10条 苦情相談に関する庶務は、関係部局の協力を得て、人事労務課において処理する。

(雑則)

第11条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、委員会が別に定めることができる。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行し、改正後の国立大学法人東京外国語大学苦情処理委員会規程第10条の規定は、平成21年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。